

知多市告示第 1 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 7 第 2 項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

知多市長 伊 藤 清一郎

1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和 8 年 9 月 2 4 日

2 特定収納事務に係る歳入等

地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 7 第 2 項に基づく政令に定める方法により納付されるもの